

江口徹議長に対する議長辞職勧告決議を行うため本案を提出する。

令和7年9月30日

提 出 者	飯塚市議会議員	川 上 直 喜
-------	---------	---------

賛 成 者	飯塚市議会議員	吉 松 信 之
	〃	鯉 川 信 二
	〃	秀 村 長 利
	〃	坂 平 末 雄
	〃	道 祖 満

江口徹議長に対する議長辞職勧告決議（案）

地方自治の本旨は住民の福祉の増進を図るところにあり、二元代表制のもとで市議会は市政に対する監視機関として責任を果たさなければならない。市議会議長は、「議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する」とした地方自治法の規定に従い誠実に職務にあたるべきである。

江口徹議長は6月6日、閉会中に、調整がつかないまま飯塚市議会委員会条例第8条第1項のただし書きにより議会運営委員会委員及び全議員を対象に常任委員会委員に指名した。民主的な議会運営の集約である飯塚市議会の先例を議長が守らず、立法趣旨を無視したものであることはすでに明らかとなっている。この指名以降は議会運営委員会及び常任委員会は機能を停止し、各種審議会委員も選出できない事態が今日まで続いている。

飯塚市議会は6月24日、「5月臨時会から6月定例会にかけた議会運営の反省に関する決議」を可決し、「議会運営の誤りを深く反省し、市民に謝罪するとともに、今回の教訓に学び地方自治法及び関係法令を遵守し、多年にわたる民主的な議会運営の集約である先例を尊重し、議長の行為によってかかる事態が再び起こることのないよう決意を表明する」との立場を表明した。江口議長は、6月6日の指名が立法趣旨に反すると認めきれないために、市民にも市議会にも公式に謝罪できないままである。

9月定例会の初日、江口議長は決算特別委員会に付託するものを除いて、議案審査について会議規則に定められ本来行うべき常任委員会への付託をやめて、本会議でのみ行うと提案した。そのため詳細な審査に支障をきたし、慎重な審査のための継続審査もできない事態となった。また、請願審査も本会議で行うこととなり、請願採択に伴う国に対する意見書の調整にも支障をきたした。議案付託まで時間はあったのに、常任委員会の機能化へ調整の努力を早くも放棄するものであった。

議会運営委員会が機能できない中で、議事運営に関する協議の場を全員協議会として行うことはできたが、正式な委員会ではないため正規の記録は残せず、非公開であるために傍聴ができず市民の不信を広げている。

今回の誤りの再発防止のために、委員会条例の改正が成立したが、江口議長はしかるべき役割を果たさなかった。議会運営委員会及び常任委員会の確立のための調整については、困難を克服する粘り強い努力は見られなかった。

飯塚市は今後、住民サービスや住民負担に関わる政策を含めて各分野の事務事業のしっかりしたチェックとともに、第3次総合計画策定の検討など重要な時期を迎える。市議会の監視機能の役割はますます大きくなる。

江口議長は現在、立法趣旨に反した今回指名の誤りを認めず、6月24日の決議に沿った謝罪もできないために、常任委員会及び議会運営委員会の確立の責任を果たすことができない状況にある。これからの時期に求められる議長権限の正しい行使への気力をすでに失っており、事態打開の見通しがまったく見えないばかりか、議会運営を再び誤りかねない。

よって、飯塚市議会は、議会機能を回復し市民に責任を果たす立場から、江口徹議長に直ちに辞職するよう勧告するものである。